

規 約



GOLF5カントリー
みずなみコース

株式会社アルペン

ゴルフ5カントリーみずなみコース 規約

第1章総則

第1条 (名称)

本クラブは、ゴルフ5カントリーみずなみコース（以下「倶楽部」という）と称する。

第2条

- (1) 倶楽部は、株式会社アルペン（以下「甲」という）が岐阜県瑞浪市釜戸町敷地内に所有するゴルフ場及び、付帯施設（以下「ゴルフ場」という）を利用し、ゴルフを通じて会員の健康の向上と品格の向上を図るとともに明朗健全なる社交機関たらしめることを目的とする。

第3条 (事務所)

倶楽部の事務所は、ゴルフ場クラブハウス内に置き、他に適当な場所に連絡所を置くことができる。

第2章会員

第4条 (会員の種類および特典)

- (1) 本倶楽部の会員を以て組織する。
 - ①名誉会員
 - ②特別会員
 - ③正会員（個人・法人）
 - ④平日会員（個人・法人）
- (2) 本条(1)①②③に掲げる名誉会員、特別会員、および正会員は、甲によって定められた休場日を除く全営業日の開場時間内に、ゴルフ場を一般の利用者たるビジターに比して有利な条件で利用することができる。
- (3) 本条(1)④に掲げる平日会員は、土曜、日曜、祝祭日（振替休日も含む）、別に甲が定める日、および前項の休場日を除く全営業日の開場時間内に、ゴルフ場を一般の利用者たるビジターに比して有利な条件で利用することができる。
- (4) ①正会員および平日会員は、本条(2)(3)で定める利用権を、法人会員にあたっては別に定める会員資格を満たす、当該法人の役員または従業員、個人会員にあつては別に定める会員資格を満たしている者、若しくは当該会員との関係が「原則として2親等以内の親族またはその配偶者で、満20歳以上の親族またはその配偶者で、満20歳以上」の者を登録することができる。登録された者を登録者とする。
 - ②登録者は、預託金返還請求権を除くその余の当該会員として権利・義務を有するものとする。
- (5) 正会員および平日会員ならびに登録者における特典は、甲の取締役の決議により、甲の承認を得て定める。

第5条 (会員の権利)

会員は、前条に定めるほか次の権利を有する

- (1) 倶楽部主催の競技会、講習会、その他の諸行事に参加すること。
- (2) 倶楽部の公式ハンディキャップの査定を受けること。
- (3) 倶楽部刊行する機関誌その他の資料をホームページでの閲覧及び配布を受けること。
- (4) その他本規約において別に定める事項。

第6条 (会員の義務)

会員は、次の義務を負う

- (1) 年会費を甲に支払うこと。但し、年会費の金額および納入方法は別に定める。なお、本ゴルフ場から遠隔のちにある者、海外移譲する者については、甲の意見を徴したうえ、年会費を減免することができる。

- (2) 所定の利用料を甲に支払うこと。
- (3) 規約を順守すること。
- (4) 甲の決議、決定に従うこと。
- (5) 会員名簿を他に貸与したり、他人に詐称させたりしないこと。
- (6) 倶楽部の秩序を乱し、名誉を傷つける行為をしないこと

第7条 (名誉・特別会員の設置)

倶楽部に名誉会員および特別会員を置くことができる

- (1) 名誉会員は、地位名望あり且つ棋界の功労にあった者を、甲が承認した者とする。特別会員は、倶楽部の運営に当たり特に功労があった者を甲が承認した者とする
- (2) 名誉会員および特別会員は、甲の承諾なくしてその資格を譲渡または継承することができない。
- (3) 名誉会員および特別会員は、甲の承諾なくして正会員へ変更することができない。
- (4) 名誉会員および特別会員の年会費は別に定め、減免することができる。

第8条 (入会)

- (1) 正会員および平日会員は、所定の手続きにより入会申込みをなし、甲の承認を得て、甲の入会預託金および登録料を納入し、会員資格を得たものとする。
- (2) 正会員および平日会員の資格の譲渡を受けて入会を希望する者は、本規約および諸規定ならびに利用約款を承認のうえ、所定の手続きにより入会申込をなし、甲の承認を得て、甲の所定の名義書換料を納入し、会員の資格を得なければならない。なお、この場合の会員資格取得の日は、所定の名義書換料の納入日とする。

第9条 (入会預託金)

- (1) 入会預託金は甲が預かり、会員資格取得の日より10か年据え置くものとし、据置期間経過後退会の際請求により変換する
 - ①会員資格譲渡により取得した会員は、名義書換料納入日より入会預託金を10か年据え置くものとし、譲渡前の据置期間は通算しないものとする
 - ②天災地変など不可抗力の事態が発生した場合、その他社会情勢、経済情勢の著しい変化、会社運営上やむを得ない事由が発生した場合は、甲の取締役会議の決議により、据置期間を延長することができる。
 - ③入会預託金はいかなる場合でも利息をつけない。
- (2) 入会預託金の返還請求権は、甲の承認を得ないで他に譲渡および質権の設定その他一切処分できないものとする。
- (3) 預託金預り証の紛失・滅失の場合は、倶楽部所定の手続きを行わなければならない

第10条 (年会費)

- (1) 年会費は倶楽部の維持、管理運営の費用に充てる。
- (2) 年会費は毎年7月1日より翌年6月30日までの1年分を甲に前納しなければならない。
- (3) 年度の途中において入会した会員は、全会員の権利を継承し、新たに年会費は徴収しない。
- (4) 年度の途中において入会した新規会員においては月割りにて計算した金額にて、甲に前納しなければならない。
- (5) 退会者は年会費を返還請求することはできない。

第11条 (会員資格の喪失)

- (1) 会員は次の場合その資格を失う。
 - ①譲渡・退会・除名。
 - ②破産またはこれに準ずる場合。
 - ③個人会員の死亡または法人会員たる母体法人が破産、会社更生、特別清算、民事再生手続きが終了したとき。

- (2) 会員が、前項の事由により会員資格を喪失した場合は、その会員の登録者は、同時に登録者たる資格を喪失する

第12条 (名義変更)

- (1) 新規入会会員は、資格取得日より3年経過後、所定の手続きにより理事会の承認を得てその資格を他人に譲渡することができる。但し、譲渡人は、甲が定める名義書換料を支払わなければならない。
- (2) 甲の運営上などでやむを得ない事由が発生した場合は、一定の期間会員資格の譲渡、またはこれに伴う名義の書換停止することができる。

第13条 (退会)

会員は第9条(1)に定める据置期間経過後に倶楽部を退会することができる。
但し、この場合その旨を書面により申し出て甲の承認を要するものとする。

第14条 (資格の停止および除名)

- (1) 会員または登録者が次の各条の一つに該当するときは、甲の決議により会員または登録者としての資格を停止若しくは除名することができる。
- ① 諸支払いを滞納したとき。
 - ② 本規約その他倶楽部の諸規則を違反したとき。
 - ③ 倶楽部の名誉を棄損し、会員または登録者として品位を汚す行為、その他秩序を乱す行為があったとき。
 - ④ 入会預託金返還請求権に差押、仮差押等の法的措置が執られたとき。
 - ⑤ 暴力団等反社会的勢力に所属していると認められるとき。
 - ⑥ 暴力団等反社会勢力を同伴又は紹介により入場させたとき。
 - ⑦ 法人でその役員のうち暴力団等反社会勢力に属する者がいるとき。
 - ⑧ その他処分を相当とする行為があったとき
 - ⑨ 資格停止期間においては、メンバー料金でのプレイ、競技会への参加、会員の譲渡ならびに相続はできないものとする。
- (2) 資格停止期間と停止の解除については甲にて決定するものとする
- (3) 除名処分を受けた会員は、第9条の規定に準じて入会預託金の返還を請求することができる。

第15条 (相続)

個人会員（正会員・平日会員）が死亡したときは、相続人はその全員の合意により定めた相続人のうち1人限り、相続開始後1年以内に所定の手続きによる入会申込みをなし、甲の承認を得て甲の定める名義変更料を甲に支払い、その資格を承継することができる
上記期間中に甲に対して上記申出をしないときは、その死亡の時に於いて退会したものと看做し、入会預託金は、相続人全員の合意により定めた相続人のうち1人より返還の請求があったとき、第9条の規定に準じてその者に対し返還する。

第16条 (破産及び解散)

会員が破産した場合、入会預託金は第9条に準じ破産管財人に対して返還する。
法人会員たる母体が解散した場合、入会預託金は第9条に準じ清算人に対して返還する。

第3章 役員及び理事

第17条 (役員)

倶楽部に次の役員を置く。
理事長1名 副理事長1名 理事 若干名
なお、必要があるときは、専務理事、常任理事、監事を置くことができる。

第18条 (任期)

役員は名誉会員および特別会員および正会員中による甲が委嘱し、その任期を2ヶ年とする。

但し、再任を妨げない。

- 第19条 (委員会)
倶楽部は運営を円滑にするために次の委員会をおくことができる。
- (1) コース委員会
 - (2) ハンディキャップ委員会
 - (3) フェローシップ委員会
 - (4) エチケット委員会
 - (5) コンペティション委員会
 - (6) その他必要と認める委員会

- 第20条 (委員の委嘱)
- (1) 委員会の委員長、副委員長および委員は、会員（平日会員を除く）中より甲が委嘱する。
 - (2) 委員の任期は、委員委嘱の時より2ヶ年とする。

- 第21条 (義務)
- 理事ならびに委員会および委員は、甲の同意なくして甲に義務を負担せしめることはできない。

- 第22条 (報酬)
- 役員および委員はすべて名誉職とし、報酬を給しない。

第4章会計

- 第23条 (会計)
- (1) 倶楽部の会計年度は、毎年7月1日に始まり翌年6月30日に終了する。
 - (2) 倶楽部の運営に関する会計義務は甲が行い、倶楽部の運営に関する一切の費用ならびに入退会に関する収支はすべて甲に帰属されるものとする。

第5章付則

- 第24条 (細則)
- 本規約の執行に必要な事項は、別の細則を以て定める。

- 第25条 (変更)
- 本規約は甲にて変更することができる。

- 第26条 (名義変更の起算日)
- 第8章の規定にかかわらず会員入会希望者としてゴルフ場会場の日以前に所定の手続きを完了したものは、ゴルフ場会場日の日に会員の資格を取得するものとする。また第12条の規定にかかわらず、その手続き完了日より3年経過後、所定の手続きにより甲の承認を経て、その資格を他人に譲渡することができる。

- 第27条 (会員名簿)
- (ア) 倶楽部には、会員名簿を備える。
 - (イ) 会員名簿記載事項に変更が生じた場合、会員は直ちに倶楽部に届け出なければならない。

- 第28条 (付則)
- (1) 本規約は、平成3年10月2日より施工する
 - (2) 平成4年4月28日改正

- (3) 平成11年2月22日改正（平成11年4月1日より施行）
- (4) 平成16年1月14日改正
- (5) 平成24年2月3日改正
- (6) 令和7年1月1日改正